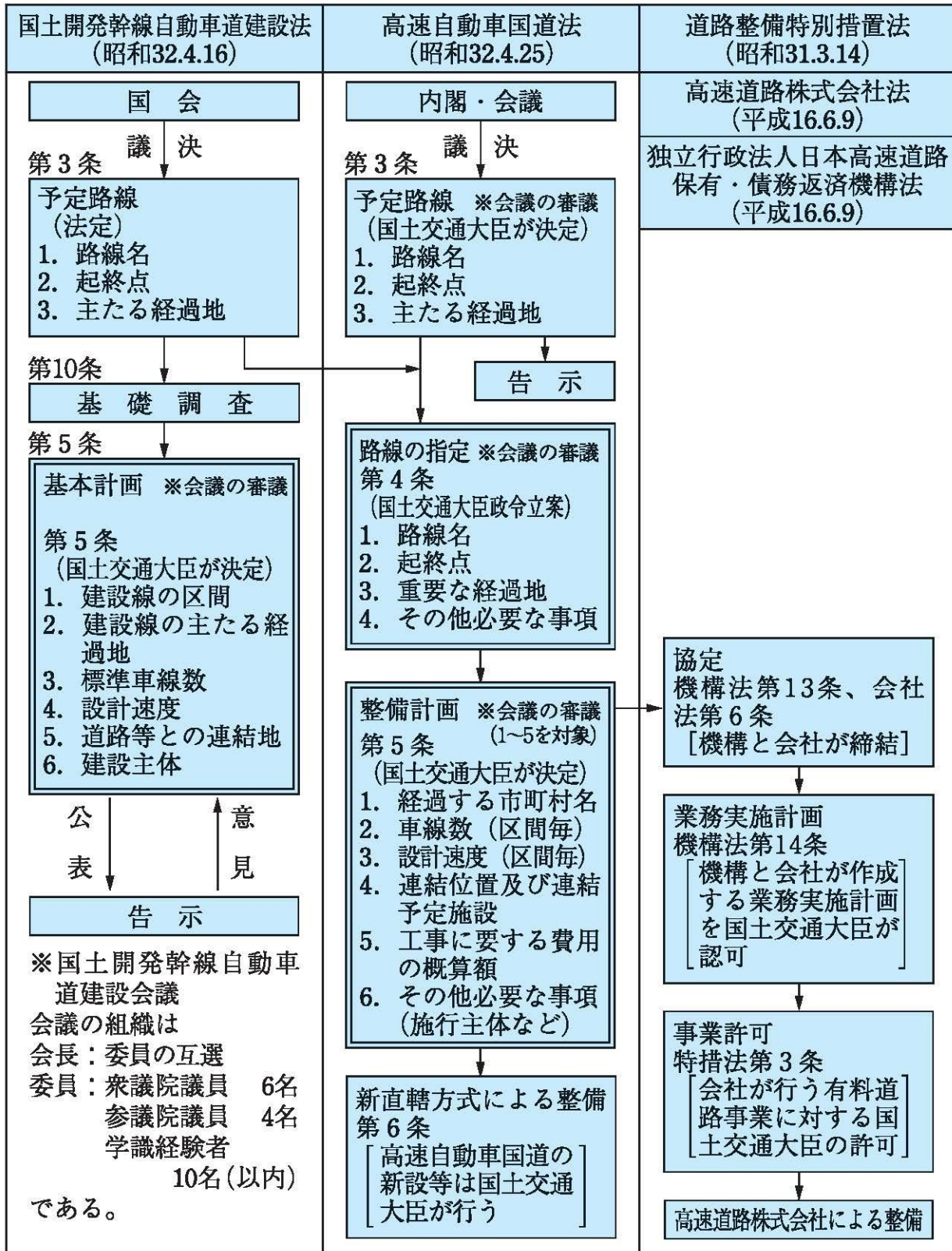


(6) 高速自動車国道の建設手順



注) 民営化後は、

- ①新会社と機構が協定を締結 (機構法第13条及び会社法第6条)
 - ②機構が作成する業務実施計画の国土交通大臣による認可 (機構法第14条)
 - ③新会社に対する国土交通大臣による事業許可 (新特措法第3条)
- の手續きを経て、日本道路公団に代わる新会社が事業を実施。